委 託 業 務 仕 様 書（案）

1　委託業務名

令和９年度　介護サービス相談員派遣事業

2　委託業務内容

発注者が定める「北九州市介護サービス相談員派遣事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）の主旨に基づき、次の業務を実施する。なお、業務を実施する際は、発注者と密に連携を図ること。

（１）介護サービス相談員候補者の選定

他種の登録ボランティア等関係者や公募により、本業務に適する候補者を選定する。候補者選定基準及び選定方法については、必要に応じて発注者と協議を行う。

（２）介護サービス相談員養成研修の実施

（１）で選定した候補者に対する養成研修を、発注者と協議の上、必要に応じて実施する。

（３）発注者が選定又は指定した派遣先を担当する介護サービス相談員の選定

（４）介護サービス相談員の管理及び発注者が選定又は指定した派遣先との連絡調整

（５）介護サービス相談員の派遣

①要綱第２条第１項第１号から４号の規定に基づく施設・事業所への派遣

派遣は月２回または月 1 回とする（１回あたりの相談活動時間：２時間程度)。また、派遣先の事業所には原則、同一の相談員を派遣しなければならない。ただし、自然災害その他やむを得ない事情により、当初予定していた派遣が変更または中止とする場合は、発注者・受注者で協議の上、決定することとする。

②要綱第２条第１項第５号の規定に基づく運営推進会議への参加

発注者が指定した事業所の運営推進会議に参加する。参加の回数は、１事業所あたり年に２回を目安とする。

（６）要綱第２条第３項に規定する介護サービス相談員であることを証する文書の作成

（７）介護サービス相談員活動報告書の作成・提出

毎月の作成･提出

活動報告書は、介護サービス相談員及び各施設・事業所毎に、毎月作成・提出する。また、解決に至った事例等、対応経過が分かる報告書を、毎月作成・提出する。

なお、運営推進会議への参加については、参加の都度、発注者が定める報告書を提出する。

（８）介護サービス相談員連絡会議の開催

連絡会議を開催する。開催にあたっては、小規模単位での集会とするなど実情に応じた形で、年３回を目安として開催する。

（９）介護サービス相談員の関連研修会への派遣等

・要綱第５条に基づき、介護サービス相談員を研修会に派遣する他、必要な研修を実施するなど

必要な知識及び技能の向上に努める。

・研修は実情に応じて、介護サービス相談員に必要な知識及び技能の向上を図ることができる内容とし、回数は２回を目安とする（研修内容例：利用者の権利擁護、老人保健福祉施策と介護保険制度の理解、介護サービス利用者と家族への相談活動、コミュニケーション技法とトレーニング等)。

（10）介護サービス相談員派遣に関わる市民への活動内容等の情報提供

PR 用パンフレットの活用

（11）その他介護サービス相談員の活動に関する事項

ただし、以下の事項は発注者の担当とし、本仕様書業務からは除外する。

①介護サービス相談員派遣先事業所の募集及び選定

②介護サービス相談員派遣先事業所の登録及び抹消

③介護サービス相談員派遣先事業所への派遣決定通知

（12）委託業務完了後に、実績報告書を作成すること。

3　委託契約期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4　その他

本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。